

「日本遺産 足袋蔵のまち行田」ロゴマーク使用の手引き

本手引きは、日本遺産推進協議会（以下「日本遺産協議会」という。）が作成した「日本遺産 足袋蔵のまち行田」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）について、使用の基準を定めるものです。

使用にあたっては、法令を遵守するとともに、消費者等を誤認させ、又は誤解を与えることのないよう、十分に注意してください。使用に起因する問題が生じた場合には、ロゴマークの使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、日本遺産協議会は一切の責任を負いかねます。

1. ロゴマークの使用許可等について

（１）以下の者は、日本遺産のストーリーの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、ロゴマークを無償で使用することができます（商用利用可）。

①新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関

②認定された日本遺産の申請者

③日本遺産魅力発信推進事業の補助金の交付を受けた協議会及びその構成団体

（２）（１）にかかわらず、以下の者は、ロゴマークを使用する場合には、日本遺産協議会に対し事前に届け出ることにより、ロゴマークを無償で使用することができます（商用利用可）。

①構成文化財の所有者・管理者、ストーリーの域内の団体・企業・個人

②その他、日本遺産協議会が必要と認める者

事前の届出の際には、以下を明記してください。

・申請者の名称・住所・電話番号・代表者・担当者・連絡先（TEL、FAX、E-mail）

・使用目的

・使用方法（具体的に記載し、使用方法が分かる図等があれば添付のこと。）

（３）（１）、（２）に掲げる者以外の者は、原則としてロゴマークは使用できません。

2. ロゴマークの使用方法について

ロゴマークは、「「日本遺産 足袋蔵のまち行田」ロゴマークの使用マニュアル」に従い、使用することができます。ただし、以下の（１）～（９）に掲げる場合は使用できません。これらに違反した場合、ロゴマークの使用を禁じます。

（１）販売商品のパッケージ等に使用する場合で、行田市内で開発又は製造・生産されていない場合

（２）特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合

（３）法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合

- (4) 不当に利益を上げることが目的となるような使用となる場合
- (5) 単に特定の個人又は団体の売名のために利用されることが明らかな場合
- (6) 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用する場合
- (7) ロゴマーク及び日本遺産事業等のイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (8) ロゴマークを改変して使用する場合
- (9) その他、日本遺産協議会が不適切と判断する場合

本手引きの改訂について

本手引きは、必要に応じ、事前の通知なく改訂される場合がありますのでご承知おきください。なお、本手引きの改訂により、ロゴマークの使用者に不利益が生じた場合であっても、日本遺産協議会は一切の責任を負わないものとします。